

中央大学学生会宮城支部 会則

第一章 名 称

第1条 本会の名称は、中央大学学生会宮城支部と称する。

第二章 目 的

第2条 本会は伝統ある中央大学に学び、その学風と学生生活によって培われた同窓意識を基として、刻々と変化する社会にあつて変わらぬ親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

第三章 事 業

第3条 本会は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- ① 会員相互の交流
- ② 父母連絡会との交流
- ③ 学生との交流・就職懇談会等への協力
- ④ 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- ⑤ 会員名簿の編集
- ⑥ その他必要と認める事業

第四章 組 織

第4条 本会は、会員をもって組織する。

第5条 会員は、総会で定められた年会費を納めなければならない。

第6条 本会の会員は中央大学の卒業生もしくは在学したことのある者で主に宮城県に居住する者をもって構成し、新入会員は会員の推薦により役員会で承認する。

第7条 会員は住所・氏名・職業その他に変動を生じた場合及び慶弔ある場合、その都度速やかに本会宛に通知するものとする。

第8条 本会は下記の役員を置く。

名誉支部長	1 名
支部長	1 名
副支部長	若干名
幹事長	1 名

副幹事長 若干名
幹事 若干名
会計 1名
監事 2名

・名誉支部長は前支部長が就任する。

第9条 顧問は支部長経験者、現職国会議員が就任する。

第10条 支部長は会務を統轄し本会を代表する。

副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれを代行する。

幹事長は、本会会務の具体的な実施運営を図る。

幹事は、本会の事業計画等の作成並びに執行にあたる。

名誉支部長・顧問は支部長の諮問を受け、会の運営等について助言を行う。

第11条 役員は総会に於いて選出する。

第12条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第13条 役員が仙台市外において開催される学会会に関係する会議等に出席する場合は、その旅費については、実費の範囲に限り支給する。ただし、日当及びグリーン料金は支給しない。

第14条 退会を希望する者は、必ず事務局に連絡するものとする。

第五章 会 議

第15条 本会の会議は総会・臨時総会及び役員会とし支部長がこれを召集する。

第16条 総会決議事項は以下とする

- ① 役員の選出
- ② 事業計画及び予算
- ③ 決算の承認
- ④ 会則の改正
- ⑤ 会費の額の決定
- ⑥ その他の重要な事項の決定

第17条 役員会は、必要と認めたときに支部長がこれを召集する。

第18条 会議の議事は、出席者の過半数の同意によって決定する。可否同数の場合は支部長の決するところとする。

第六章 会 計

第19条 本会の会計は毎年11月1日に始まり10月31日に終わる。

第20条 本会は会費並びに寄付金を以って運営する。

第七章 慶 弔

第21条 慶弔については、役員会協議事項とする。

附 則

第1条 この会則は平成27年1月1日から適用する。

第2条 本会の所在地は事務局とし事務局は、林労務経営サポートに置く。

(仙台市若林区かすみ町1-22)

郵便振替口座の代表者を林 秀村に変更します

以上

- ・平成23年12月10日 附則第2条、役員名簿改訂
- ・平成26年12月11日 第13条追加（旅費規程）
- ・平成27年1月1日 附則第2条、役員名簿改訂
設立年月日 明治30年8月29日

この記載内容について事実と相違ないことを証明します。

住所 宮城県仙台市青葉区東照宮2-3-6

代表者 村上 青史

